

2026 Vol.90

令和8年1月 発行・編集／甘木・朝倉消防本部



こちら

119



福岡県朝倉市一木18-20 TEL.0946-22-0119/FAX.0946-24-1334

URL : <https://aakouiki.jp/aafiredept/>

E-mail : aafd119@city.asakura.lg.jp



災害情報案内の電話番号
【050-1807-4060】



災害情報案内の電話番号が変更になっています。おかげになる際はお間違えのないようご注意ください。
なお、通話料は利用者負担となります。(以前の0180-999-456は繋がりません)
※119番は災害時の緊急電話です。119番や消防本部への問い合わせはご遠慮ください。

林野火災に細心の注意を!!

昨年は、全国各地で多くの林野火災が発生しました。

林野火災は、1月から5月に多く発生しており、たき火、火入れ、放火(疑いを含む)などの人的要因による出火が多く、ひとたび発生すると勢いよく拡大し消火活動が困難な上、人命や家屋等を危険にさらすほか、貴重な森林資源を大量に失うことになります。

林野火災の大部分は、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。

貴重な人命や財産を火災から守るために、林野での火気の取扱いには十分気をつけましょう。

「野外焼却」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則禁止されています。

甘木・朝倉消防本部では、登山客などが多くなる秋頃に林野火災防止のためのチラシ配布や山林パトロールを実施しています!

おしゃべて消太くん!



ねえねえ消太くん!林野火災の原因のひとつになっている「火入れ」って何?教えてー!



「火入れ」とは、森林や森林の周囲1kmの範囲内で雑草や立木などを焼却する行為だよ!それをするには「許可」が必要になるよ!「火入れ」をしようとする10日前までに市町村に申請して、「許可」を取ってね!



知らなかった!でも、お家の庭だったらたき火はしてもいいでしょ?



基本的には野外焼却は禁止されているよ!でも、たき火や焼き畑、奉獻行などの例外^{※1}があるよ!ただ、たき火などでも事業所から出た木材なんかを焼却するのはダメだよ!あと、例外でも状況によっては改善命令などの処分や指導の対象になる場合もあるから周囲の住民から苦情が出ないよう、周辺環境への影響も考慮してね!

火災とまぎらわしい行為を行う際には、事前に消防署に届出が必要だよ!注意してほしいのは、火災と間違えて通報されたものへの出動を避け、迅速に災害出動ができるよう届出してもらうもので、届出をしたからといって消防署が「許可」するわけではないよ!

今日の話で分からないう�があったら、消防署に聞いてね!

※1

下記に該当する周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものに限って例外として認められます。

風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却(祭事上等の焼却)

例:どんど焼き、左義長、奉獻行等

日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却(木くず等の焼却)

例:落ち葉焚き、キャンプファイヤー等

その他認められる焼却(農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ない焼却)

例:麦わら、稻わらの焼却等

～あなたの命を守る～ 「マイナ救急」

甘木・朝倉消防本部では、傷病者本人の同意を基本として、マイナンバーカードを活用して通院履歴や服薬情報等を閲覧し、救急活動の円滑化を目指した実証事業を実施しています。

必要な準備



マイナンバーカード

マイナ救急を利用するにはマイナンバーカードを所有し、健康保険証の利用登録が完了している必要があります。

詳しくは二次元コードから総務省消防庁のHPをご確認ください。



マイナ保険証活用のメリット

自分の病歴や
飲んでいる薬を
救急隊に正確に
伝えることができる



病気や怪我で苦しむ傷病者
ご本人や、付き添われる
ご家族の負担軽減

円滑な
搬送先病院の選定や
適切な応急処置が
実施できる



搬送先病院で
治療の事前準備
ができる



緊急自動車に進路を譲ってください

消防車や救急車などの緊急自動車は、災害現場や病院にいち早く到着するため、道路交通法で反対車線を走行することや赤信号での交差点内への進入などが認められています。

緊急自動車がどこから来ているかわからない事がありますか? そのような時、まずは自分自身の走行に注意し、前後から来ている場合は左に寄り、進路を譲ってください。また、交差点で左右から来ている場合は青信号でも停車し、緊急自動車に進路を譲ってください。皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。



走行中に緊急自動車が近づいてきた際は、進行方向に向かって左側に寄せて進路を譲ってください。緊急自動車は中央を通過します。



交差点付近で緊急自動車が近づいてきた際は、交差点を避け、道路の左側に寄せて一時停止してください。

救助活動功労者に感謝状を贈呈しました

令和7年6月20日(金)甘木・朝倉消防本部において、建物火災で火災発生時の初期対応及び住民を救助された功績を称え、飯田隆輔さん、杉野祥吾さんに感謝状を贈呈しました。



▲左から塙本消防長、飯田隆輔さん、杉野祥吾さん

令和7年4月に筑前町内で発生した建物火災事案において、仕事で付近を通りかかった際、民家から煙が上がっておりのを発見し、119番通報、初期消火と迅速な対応を行った後、逃げ遅れた住民を2人で協力し安全な場所まで救助されました。

冷静かつ的確な判断と勇気ある行動に、心から感謝申し上げます。

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合からのお知らせ

～甘木・朝倉広域市町村圏事務組合職員給与等のあらまし～

当組合の給与等は、地方公務員法の趣旨に沿って、組合条例によって定められています。

組合では、この条例に基づき、給与等について適切な運営に努めています。

本号では、組合職員の給与等の状況について公表します。

● 人物費の状況(決算額)

※人物費には、派遣職員、消防職員に支給される給与や議員、各種委員会委員等に支給される報酬のほか、共済組合負担金などを含みます。

区分 令和6年度	圏域内人口 (R7.4.1現在)	歳出額 (A)	人物費 (B)	人物費率 (B/A)
一般会計		149,148千円	23,661千円	16%
消防特別会計	82,591人	1,279,159千円	986,166千円	77%

● 職員給与費の状況(当初予算額)

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和7年度	113人(1人)	447,770千円	148,475千円	197,911千円	794,156千円	6,966千円

※職員数覧の()内は、再任用短時間勤務職員で外数

● 消防職の初任給状況(R7.12.1現在)

大学卒	高校卒
230,000円	207,400円

● 消防職員の平均給料月額(R7.12.1現在)

平均給料月額	平均年齢
328,593円	38歳8月

● 消防職の級別職員数状況(R7.12.1現在) ※区分の職務は、組合条例に定められているものです。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
消防職	主事	主査	係長 主任主査 主査	出張所長 課長補佐 副分署長 係長 主任主査	次署 課 長 長 分署 長 出張所長 課長補佐 副分署長	次署 課 長 長 分署 長 長 長	消防長
職員数(人)	7	11	43(1)	31	12	8	1
構成比(%)	6.2	9.7	38.1(100)	27.4	10.6	7.1	0.9

※職員数覧の()内は、再任用短時間勤務職員で外数